



市政記者クラブ加盟社 各位

## 職員の懲戒処分について

次のとおり、職員の懲戒処分を行ったのでお知らせします。

### 記

#### 1 飲酒後の自転車運転に対する処分

- (1) 処分年月日  
令和4年9月26日
- (2) 処分内容  
停職1月（地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に該当）
- (3) 職員の所属部局・職位等  
市長公室企画調整課 課長補佐級（48歳）男性
- (4) 事案の概要  
被処分者は、令和4年6月20日（月）市内の飲食店で飲酒後、自転車で帰宅途中に転倒し、顔面等にけがを負った。

#### 2 セクシュアルハラスメントに対する処分

- (1) 処分年月日  
令和4年9月26日
- (2) 処分内容  
停職6月（地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に該当）
- (3) 職員の所属部局・職位等  
総務部 係長級（39歳）男性
- (4) 事案の概要  
被処分者は、令和4年2月以降、職員に対し、複数回にわたり身体への接触や性的な内容の発言など、セクシュアルハラスメント行為を行った。
- (5) 管理監督者の処分  
当時、被処分者を管理監督する立場にあった職員に対し、次のとおり処分を行った。
  - ア 処分年月日  
令和4年9月26日
  - イ 処分内容及び所属部局等  
口頭厳重注意 環境部参事（59歳）男性
- (6) 退職の承認  
当該職員から退職の申出があり、9月26日付けで退職とした。

#### 【問い合わせ先】

盛岡市総務部職員課  
担当：課長 菅原 宏文  
TEL：651-4110（内）2480